

# 農村・求職者良質雇用マッチングアシスト推進事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案指示書

## 1 委託する業務名

農村・求職者良質雇用マッチングアシスト推進事業委託業務

## 2 業務の目的

農業における雇用人材の確保及び雇用者の定着による地域活性化に向け、女性の就農環境の改善や給与、労働時間に関する良質な雇用環境整備について経営者を対象とした意識啓発、求職者・雇用先となる法人とのマッチングをコーディネートする取組を実施することにより、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着を図る。

## 3 業務の内容

### (1) 雇用就農理解促進セミナー

目的：農業に関する知識がない求職者に対して農業の基礎知識や、農業経営者として新規参入するのではなく農業法人等に就職する雇用就農について学ぶ場を提供し、雇用就農求職者の拡大を図る。

内容：女性や移住希望者等を対象に、農業に関する知識や先輩雇用就農者の仕事内容が聞けるセミナーを耕種・畜種各2回以上実施するとともに、各回終了時に希望者へ道内の農業求人情報を基にした個別就農相談の開催や参加者へフォローのため求人情報を発信することとし、開催地近郊の在住者以外も受講できるような仕組みを作ること。  
また、同じ講義内容を会場や時期を変えて実施することは可。

### (2) 雇用者研修会

目的：農業法人等における雇用環境改善の推進を図ることにより、良質な雇用の拡大に繋げる。

内容：北海道指導農業士等地域のリーダー的な経営者等を主な対象とした、女性の就農環境改善等、良質な雇用拡大に繋げるための雇用者研修会を道内3か所以上で実施すること。

### (3) 農業就職面接会

目的：求職者と農業法人等とのマッチングを図り、雇用就農者の創出に繋げる。

内容：求職者と農業法人等(20社以上出展)の面接会を1回以上開催(出展者には良質な雇用を満たしている又は満たすことが確実である者を優先する。)することとし、相談会では、雇用就農の魅力を伝えるセミナー(雇用主や雇用就農者からの発表等)も併せて開催すること。

### (4) 農作業体験会

目的：求職者に対し、農業現場の見学・体験を通じて就職後の具体的なイメージを抱いてもらい、雇用就農の促進と定着に繋げる。

内容：(1)、(3)の参加者等、求職者・転職者と農業法人等とのマッチングに向けたインターン体験を10回以上実施することとし、体験先の法人等では、経営者等からの話に加え、実際に雇用されている方から直接話が聞けるなど、実際に働いた場合のイメージがつかめる体験とすること。

### (5) 雇用就農実態把握と事業実施報告書の作成

上記(1)～(4)で実施した取組における求職者・農業法人等の実態把握(雇用就農求職者の拡大や農業での人材確保の参考となるアンケートによる)と、業務全体に係る実施報告書を作成すること。

企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により実施が困難となった場合に対応できる代替案についても、指示書の記載事項に沿った内容で提案すること。

なお、本事業は、「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、同事業による良質な雇用による正社員就職者等の創出が求められていることに留意すること。

#### 4 実績報告書

事業終了後、速やかに実績報告書、収支精算書に次のものを添付して提出してください。

(1) 委託業務実施報告書（A 4 版 1 部及び電子媒体）

(2) 雇用就農者名簿（A 4 版 1 部及び電子媒体）

本事業を通じて道内の農業法人等に雇用就農した者の名簿

#### 5 提案に当たっての留意事項及び提案事項

##### (1) 留意事項

ア 本事業で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。

イ 第三者の著作権等を利用する場合は、使用許諾を得るなど関係法令を遵守すること。

ウ 各業務に要する概算経費を、別紙 3 の事業予算積算書により提出すること。

エ 委託経費の 50%以上を人件費（給与、講師謝金等）に充てるものとする。

オ アウトプット目標：支援事業主（参加農業法人等）数及び参加求職者数 70 社・名以上

カ アウトカム目標：良質な雇用による正社員就職者等 10 名以上

※良質な雇用による正社員就職者等

正社員等として雇用された者、支援を受けた事業主に雇用される労働者のうち処遇改善が図られた労働者、非正規雇用労働者から正社員へ転換された者で、所定内給与額 1 ヶ月当たり平均が 20 万 100 円以上、月平均所定外労働時間が 20 時間以下となる者

##### (2) 提案事項

ア 各業務共通

(ア) 道内の農業法人等における人材確保の状況や課題等を踏まえ、本事業の基本コンセプトを提案してください。

(イ) 事業の全体像について、各業務の位置づけや業務の流れなどが分かるよう、概念図などを用い、簡潔かつ分かりやすく提案してください。

(ウ) 良質で安定的な正社員雇用の創出が図られる効果的な開催内容を提案してください。

イ 雇用就農理解促進セミナー

セミナーのテーマ（ねらい）、求職者の関心を引く講義内容（カリキュラム）、集客力のある講師、開催時期、開催時間、場所、遠隔地の者が受講できるための手法、参加者確保のための効果的な募集方法、継続して参加してもらうための手法等について具体的に提案してください。

ウ 雇用者研修会

研修会のテーマ（ねらい）、農業法人等の関心を引く内容、予定している講師、対象とする農業法人等、開催時期、開催時間、場所、参加法人等確保のための効果的な周知方法等について具体的に提案してください。

エ 農業就職面接会

面接会のテーマ（ねらい）、開催時期、開催時間、場所、求職者の関心を引くセミナーの内容、出展者確保のための効果的な募集方法、参加者確保のための効果的な周知方法等について具体的に提案してください。

オ 農作業体験会

体験会のテーマ（ねらい）、求職者の関心を引く体験先・体験内容、開催時期、開催時間、参加者確保のための効果的な募集方法等について具体的に提案してください。

カ 求職者・農業法人等の実態把握

道内の農業法人等における人材確保の状況や課題等を明確にし、良質で安定的な正社員雇用の創出が図られる効果的な施策の検討にあたって参考となるアンケートの手法や調査項目、結果の分析手法等について提案してください。

6 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)1月31日(火)まで

7 業務上の留意事項

業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、道と受託者が協議して決定する。

8 予算上限額

9,959千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。

9 審査基準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断します。

(1) 企画提案者の適格性

- ア 提案者の事業内容及び実績から見て、受託能力があるか。
- イ 雇用就農の現状・課題に関して、相当程度の知識と適正な認識があるか。
- ウ 事業を円滑かつ確実に実施するための資源、特性、ノウハウなどをもっているか。
- エ 事業を円滑かつ確実に実施する体制は確保されているか。

(2) 企画提案内容及び業務遂行方法の妥当性

- ア 本事業の目的及び背景を十分に理解し、それらを踏まえた基本コンセプトのもとに各業務の提案がなされているか。
- イ 各業務は、より多くの参加者が確保されるような周知方法となっているか。
- ウ 各業務は、参加者が参加しやすい場所、日時で開催される内容となっているか。
- エ 各業務は、良質で安定的な正社員雇用の創出が図られるものになっているか。
- オ 雇用就農理解促進セミナーは、内容が充実し、十分な効果が見込まれるものになっているか。また、参加者が継続して受講するような工夫がなされているか。
- カ 雇用者研修会は、労働環境改善に効果的な内容となっているか。
- キ 農業就職面接会は、就農に結びつく効果的な内容となっているか。また、出展者、参加者双方を確保するための工夫がなされているか。
- ク 農作業体験会は、雇用就農を体感できる効果的な内容となっているか。
- ケ 求職者・農業法人等の実態把握は、雇用就農の促進と定着について効果的な調査内容、手法となっているか。また調査結果分析手法が妥当か。
- コ 業務処理のスケジュールは妥当か。具体的・実現可能な内容であるか。

10 企画提案者の参加資格要件

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、コンソーシアムという。）とする。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
  - ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体を除く。

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 号第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - （ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - （イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - （ウ）消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
  - （ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - （イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - （ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

## 11 手続き等

業務の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する場合は企画提案書の提出及び企画提案説明会への出席を要請します。

### （1）参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和 4 年（2022 年）5 月 20 日（金）午後 5 時
- イ 提出書類 参加表明書及び添付資料
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）により 1 部提出してください。  
なお、持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。
- エ 提出場所 北海道農政部生産振興局技術普及課担い手対策係

### （2）企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和 4 年（2022 年）5 月 27 日（金）午後 5 時
- イ 提出書類 企画提案書及び事業予算積算書
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）により 10 部提出してください。  
なお、持参の場合の受付時間は、土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。
- エ 提出場所 北海道農政部生産振興局技術普及課担い手対策係

### オ その他

- （ア）企画提案書の記載に係る質問は、電話、ファックス等により令和 4 年（2022 年）5 月 26 日（木）までをお願いします。
- （イ）企画提案書を提出しない場合には、電話、ファックス等により報告願います。  
なお、期限までに提出のない場合は、棄権したものと見なします。

### （3）企画提案書の作成方法

- ア 9 に記載の審査基準を参照の上、企画提案してください。
- イ 企画提案書を 1 ページ目とし、次ページに目次を付け、以降、企画提案の内容とし、最後に事業予算積算書としてください。
- ウ 企画提案書の様式は特に定めませんが、用紙の大きさは日本工業規格 A 4 版としてください。
- エ 社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。
- オ 企画提案説明書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とし

てください。

カ 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできません。

(4) プロポーザル審査会（企画提案説明会）

5月下旬にプロポーザル審査会（企画提案説明会）を開催し、提案内容を聴取させていただきます。日時、場所、留意事項等については別途通知します。

なお、企画提案者が多数の場合、事前に企画提案書の書面による1次審査を行うことがありますので、その場合は別途通知します。

12 企画提案の選定について

プロポーザル審査会において評価を行い、最も優れた企画提案を選定するものとします。また、審査結果を企画提案者全員に文書で通知します。

13 企画提案書の取扱

提出された企画提案書の著作権は、それぞれの企画提案者に帰属しますが、道が公表することが必要な場合には、提出書類を使用することが出来ることとします。

なお、提出された企画提案書は返却いたしません。

14 業務委託について

原則として、道はプロポーザル審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼します。

ただし、上記いずれの時点においても失格要件が判明した場合には、審査会で審議の上、失格となることがあります。

【失格要件】

- (1) 提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- (2) その他、事業を遂行できない重大な事由が発生した場合

15 担当部課（提出、問い合わせ先）

北海道農政部生産振興局技術普及課担い手対策係（担当：森本・佐藤（諒））

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階

TEL：011-204-5385（直通）、FAX：011-232-1091

16 その他留意事項

- (1) 企画提案書提出に要する費用は、すべて企画提案者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めません。
- (3) 新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合があります。
- (4) 事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じてください。